

# 衆議院国土交通委員会ニュース

平成 29. 5. 31 第 193 回国会第 22 号

5 月 31 日（水）、第 22 回の委員会が開かれました。

## 1 住宅宿泊事業法案（内閣提出第 61 号）

- ・石井国土交通大臣、橋本厚生労働副大臣、藤井国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・本村伸子君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成—自民、民進、公明、維新、野間健君（無） 反対—共産）
- ・西村明宏君外 3 名（自民、民進、公明、維新）から提出された附帯決議案について、津村啓介君（民進）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
（賛成—自民、民進、公明、維新、野間健君（無） 反対—共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

### 本 村 賢太郎君（民進）

- ・国家戦略特区以外で行われている民泊で旅館業法の許可を受けていないものは違法であるという認識で良いか。また、違法民泊の取締状況及び違法民泊が横行する理由は何か。本法の施行により違法民泊が完全に排除されるのか確認したい。
- ・民泊は新しい制度であり、制度導入後すぐに様々な問題が生じる可能性もある。そのような場合には附則第 4 条の規定に関わらず 3 年の経過を待つことなく速やかに検討し必要な措置を講じるべきではないか。

### 初 鹿 明 博君（民進）

- ・民泊は届出が必要な上、年間提供日数 180 日の規制があるため、事業者が民泊ではなく、許可が不要で提供日数の制限のない短期賃貸型マンションによる営業を選択することにつながり、本法律案の趣旨から外れてしまうのではないか。
- ・民泊制度の運用に当たり、年間提供日数 180 日の上限をめぐる脱法行為を防止するとともに防災及び治安上の不安のないよう徹底することが必要だと考えるが、大臣の決意を伺いたい。

### 岡 本 充 功君（民進）

- ・家主不在型民泊において、宿泊予約中に賃貸希望者が現れた場合に、どのような権利義務関係になるか。また、誰が代替の宿泊施設を用意するのか。

- ・宿泊面積が小規模である家主居住型民泊については非常用照明器具の設置義務が免除され、火災等が発生した場合に、家主が応急対応を取ることが想定されているが、この応急対応は家主に課された法的義務なのか努力義務なのか伺いたい。

### 荒 井 聰君（民進）

- ・投資型民泊が本法により住宅地で営業が出来るようになるが、住宅地のイメージの低下はないのか。投資型民泊とホームステイ型民泊を切り分けて考えるべきと思うが、見解を伺いたい。
- ・住宅宿泊事業の年間提供日数を 1 年間で 180 日を超えないものとした理由及び今後、住宅宿泊事業者等から宿泊日数の引上げが要請された場合の対応について伺いたい。
- ・厚生労働省が行った全国民泊実態調査で、民泊件数の半分以上がどこにあるのか把握出来なかった。物件が把握出来ないものに対して、どのように指導・監督や罰金等を科していくのか見解を伺いたい。

### 小宮山 泰 子君（民進）

- ・民泊事業と旅館業とのイコールフットイング実現のため、例外的な場合を除き宿泊を拒むことを禁じている旅館業法第 5 条の撤廃等、旅館業法の更なる改正が必要と考えるが厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・民泊の年間提供日数の上限 180 泊を条例で制限できることになっているが、自治体の判断で上限を 0 泊として事業を行わせないことはできるのか。

- ・民泊事業に関し、関係機関の協力・情報共有体制、及び苦情・トラブルに対する迅速な対処について見解及び具体的な対応を伺いたい。また、実際の監督に当たる都道府県等に対する経費の補填等、自治体に対する国の支援についても伺いたい。

### **穀 田 恵 二君（共産）**

- ・京都をはじめとして、大都市における観光客数は飽和状態であり、旅行者の満足度低下の要因にもなっている。都市のキャパシティを超える観光客については、受入れを抑制すべきと考えるが、見解を伺いたい。
- ・家主不在型民泊を認めることは、宿泊者による近隣トラブルの増加や企業の物件買い占めによる家賃の上昇を招きかねず、これまで地域の活性化や防災の基盤となってきた地域コミュニティが破壊される恐れがあると考えますが、大臣の見解を伺いたい。
- ・現在の民泊施設は、多くが実際には低コストホテルとして運営されている。旅館業法では住宅地へのホテル建設は禁止されているが、本法案で、実質的にホテルと見なせるような民泊施設の住宅地への進出は食い止められるのか。
- ・本法案により、日本に事業所のない業者を含め、全ての住宅宿泊仲介業者に対し、登録を義務付け、税を徴収し、違反した場合は罰則を科すことができるのか。

### **伊 東 信 久君（維新）**

- ・登録住宅宿泊仲介業者がサイトに登録する物件情報の提供業者が適法な住宅宿泊事業者であることを把握することは重要である。法案成立後直ちに登録住宅宿泊仲介業者のサイトにおける違法住宅宿泊事業者のチェックを国土交通省として実施していくのか伺いたい。
- ・2019年ラグビーワールドカップの開催都市の一つである釜石市には最大3万人のファンが訪れると想定されているが、市内には十分な宿泊施設がない。本法案がラグビーワールドカップ開催の際の民泊活用に与える効果についてどのように考えているか伺いたい。
- ・2020年のパラリンピックに向けてユニバーサルデザインの宿泊施設が少ないという問題がある。民泊に活用する住宅のバリアフリーという観点から障害者に対する民泊の意義について伺いたい。